

刈谷市立小垣江東小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめは、いつでも誰にでも起こりうるものである」ということを念頭に置き、限りなくゼロとなることを目指して日々教育活動にあたる。

「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

本校の経営方針の一つに「学ぶ喜びを実感する学校」がある。互いのよさを認め合い、自分の思いや考えを大事に伝え合う学習活動を充実させることで、個々の児童の自己肯定感を育み、集団の一員としての自覚と自信を身に付けさせることができることを考える。また、重点努力目標の柱の「命の教育の実践」では、自他の命の尊さや他を思いやる心の大切さについて、体験を伴った理解を深める取組を重視する。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくる温かい学校づくり、学級づくりに取り組んでいく。そうした中で、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校・学級づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を月1回実施し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、情報共有を大切にし、具体的な対応策を協議する。緊急性が高く深刻な事案が生じたときは、即時、学級担任、学年主任、生活指導主任、養護教諭、総務で構成するケース会議をもって適切な対策を検討し、組織として対応する。必要に応じ、専門諸機関に相談する。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「小垣江東小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策としての「命の教育」について検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「小垣江東小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消におけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、保護者と連携して継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、思いやりを育てるとともに、互いに認め合い、ともに成長していく温かい学級づくりを進める。
- イ 学び合い関わり合う学習活動や、実感を伴った体験的な学びを通して、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教科教育・道徳教育・人権教育や学校行事の充実を通して、互いの命を尊び、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 外部講師による「スマートホン教室」を行うなど情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 「小さなサイン」を見つけるために、児童同士の関係で違和感や気になる変化はないか気を付けてよく見る。違和感や気になる変化がある場合には、すぐに担任及び学年教職員、総務(校長、教頭、教務主任、校務主任のことを以下、総務とする)に伝え、複数の教職員の目で「いじめの芽」がないか見守る。
- イ 学校生活アンケート(年3回)や教育相談を定期的に丁寧に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について教師に相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ等の相談ができる外部の相談機関も積極的に紹介し、児童や保護者が相談しやすい環境を整える。
- オ 地域やPTAによって組織される「いじめ防止モニター」を機能させるべく、定期的にPTA委員会の場で、子どもたちの見守りや情報提供を依頼する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見や通報を受けたら、「いじめ対策防止組織」を基に組織的に対応する。
- イ いじめを訴えてきた子どもやその保護者の心に寄り添い、じっくり話を聞いて、詳細な事実の内容を把握する。
- ウ 学年の教員と総務職員で情報を共有し、連携して対応する。保護者とともがいじめに対する対応策を確認し、その後の対応を早急に行う。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、事実を保護者に伝え、その後の適切な対応について、関係教職員間で十分に確認する。
- オ 事態の内容によっては、全教職員の共通理解、保護者の協力、子ども相談センター、子育て推進課、警察、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

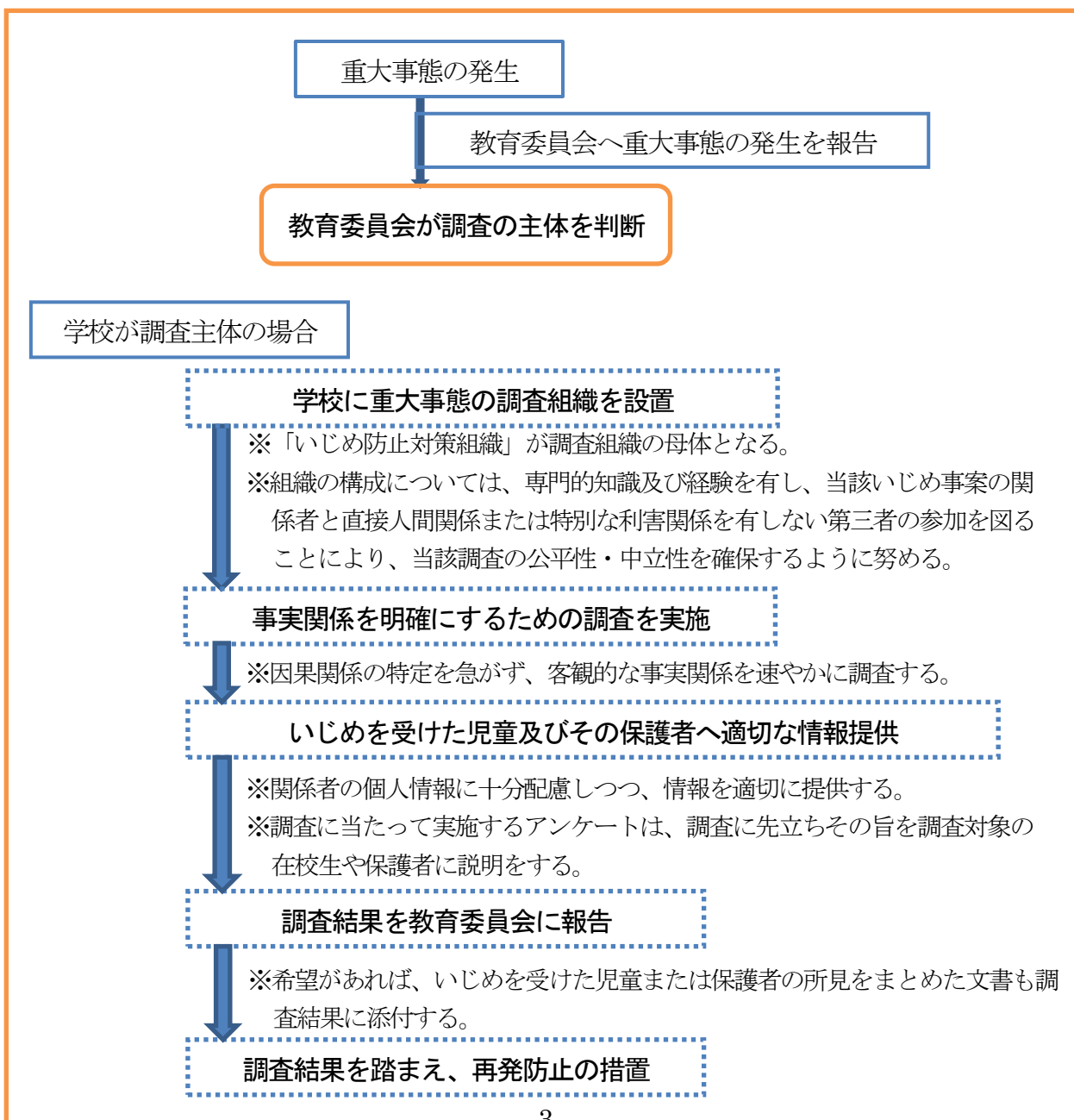
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組について、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 「いじめ対策防止」に関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び児童・保護者への学校評価アンケートを12月に実施し、検証する。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年1回計画して、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○ふれあいチーム発足 ○スクールガード発足会 ○いじめ防止モニター結成 ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○授業参観 ○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		D ↓	○ふれあい遠足 ○みどりの学校		○学校運営協議会
6月	C ↓		○学校生活アンケート①	○東っ子を育てる会 ○授業参観 ○ふれあいバザー	
7月		A ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○三者懇談会
8月	P ↓	○中間評価→検証 ○現職研修(ケーススタディ)		○地区・PTA合同校外巡視	
9月	D ↓		○身体測定		
10月	C ↓	○親子ふれあい草取り ○ふれあい運動会 ○修学旅行(R8.10月末)			
11月		A ↓	○校内音楽会	○学校生活アンケート②	○学校運営協議会 ○依中校区生活懇談会
12月	P ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○赤い羽根募金活動 ○持久走記録会 ○人権集会	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート	
1月		○自己評価	○親子で聴く講演会 ○ふれあい縄跳び大会 ○部活動大会選手激励会	○身体測定 ○学校生活アンケート③	○授業参観
2月	P ↑	○学校関係者評価の結果を検証し「基本方針」の見直し	○感謝の会 ○6年生を送る会		○学校運営協議会で「自己評価」の評価実施
3月					○中1ギャップへの取組
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○学校集会における校長講話、道徳教育、体験活動の充実	○健康観察の実施 ○教育相談	○いじめ防止モニター支援

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。